

専任特例 2 号の適用を受ける監理技術者に関する特記仕様書

1 要件

本工事において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 26 条第 3 項第 2 号（専任特例 2 号）の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例 2 号技術者」という。）の配置を行う場合は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 浜田市が発注する工事であること。
- (2) 建設工事の種類が土木一式工事又は建築一式工事であること。
- (3) 主たる営業所の所在地が県内にある者のみを対象とした工事であること。
- (4) 入札方式が総合評価方式の場合、特別簡易型又は簡易型であること。
- (5) 請負金額が 1 億円以上 2 億円未満の工事であること。
なお、契約締結までは予定価格を請負金額として扱うこととする。
- (6) 下請け総額が、5 千万円以上（建築一式工事は 8 千万円以上）の工事であること。
- (7) 法第 26 条第 3 項第 2 号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を工事毎に専任で配置すること。
- (8) 同一の専任特例 2 号技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとすること。
- (9) 兼務が可能な工事の範囲は、浜田県土整備事務所管内に隣接する県土整備事務所管内までとすること。
- (10) 専任特例 2 号技術者が兼務できる工事は、浜田市建設工事等低入札価格調査制度実施要領（平成 17 年浜田市訓令第 23 号）第 9 条の 2 に規定する調査基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないこと。
- (11) 専任特例 1 号と専任特例 2 号との併用は認めないこと。

2 兼務先工事

- (1) 兼務可能な工事については、本工事と同様、1 の(1)から(11)までの要件を満たす工事であること。

なお、1 の(5)について、入札手続き中の工事の場合は、予定価格を請負金額として扱う。

- (2) 兼務可能な工事現場は、発注者の地域内並びに浜田県土整備事務所管内及び隣接する県土整備事務所管内までとし、巡回可能で移動時間がおおむね片道 2 時間以内であること。

3 監理技術者補佐

- (1) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者（法第 15 条 2 号イ又はハに該当する者）であること。

なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種と同一であること。

- (2) 監理技術者補佐は入札参加者と 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- (3) 専任特例 2 号技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならないこと。
- (4) 専任特例 2 号技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

4 入札参加資格申請における提出書類等

- (1) 本工事において専任特例 2 号を適用し、専任特例 2 号技術者を兼務する場合には、1 の(7)に定める監理技術者補佐について、監理技術者補佐届に確認書類を添付し届出すること。

なお、資格確認資料提出時に監理技術者補佐が他工事に従事中の主任技術者、専門技術者、現場代理人及び担当技術者のいずれかである場合は、他工事の契約上の工期の終期が指定日の翌日以降の場合、指定日以前に配置を外れることについて、他工事の発注者から承諾を得たことが分かる書類を添付すれば申請できるものとする。

※他工事に従事中の技術者等とは、専任・非専任を問わず、コリンズ（CORINS）に登録されている又は他工事の発注者に配置を届け出ている技術者等をいう。

- (2) 本工事の施工位置、兼務先工事の施工位置がわかる位置図に移動時間を明記し提出すること。
- (3) 兼務する工事が特例対象工事であることがわかる書類（入札公告等）等を提出すること。
- (4) 資格確認資料の申請時に専任特例 2 号技術者となりうるものを配置予定技術者として申請する場合は、3 人までの複数申請を可能とするが、監理技術者補佐については、1 工事に対して 1 人の申請とし、他工事との同時申請は認めないこと。
- (5) 同一技術者を専任特例 2 号技術者として他工事の入札に同時申請することは可能であるが、専任特例 2 号技術者として申請した技術者は、落札決定までの間、監理技術者へ変更することは認めないこと。

5 契約締結後における提出書類等

- (1) 本工事の監理技術者が専任特例 2 号技術者として兼務する事となる場合、各工種における業務分担、連絡体制等を施工計画書に反映させること。
- (2) 監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、速やかに各発注機関へ届出を行い、適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。
- (3) 契約後の状況変化により専任特例 2 号を適用する場合は、4 の入札参加資格申請における提出書類等で定める書類を提出し、要件を満たすことが確認された場合、現場代理人及び主任技術者等変更届並びに(1)の書類を提出すること。
- (4) 変更契約等で専任特例 2 号の要件を満たさなくなった場合は、当該技術者の兼務は認めないため、現場代理人及び主任技術者等変更届並びに(1)の書類を提出すること。